

答申書

令和5年10月5日付けで相模原市長から諮問のあった件(令和5年度諮問第3号)について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 事案の概要

本件は、相模原市長(以下「処分庁」という。)が、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている審査請求人に対して行った同人に係る市税減免申請に対する決定(以下「本件処分」という。)について、審査請求人が、生活保護受給者であることを理由に「差引納付税額(減免後税額)を0円に訂正する」との裁決を求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした事案である。

なお、事実関係は、「第5 審査会の判断の理由」「1 事実関係」に記載のとおりである。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、令和4年12月1日より生活保護受給者となったことから、令和5年2月1日付け「市税減免申請に対する決定通知書」記載の「差引納付税額①-②(減免後税額)を0円」としない本件処分は違法である。

2 処分庁の主張

相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号。以下「市税条例」という。)及び相模原市市税条例施行規則(平成16年相模原市規則第45号。以下「市税規則」という。)の規定に従えば、賦課期日後に納税者が生活保護受給者となった場合、その者が減免申請をすることができる市民税の対象は、当該減免申請の日以後に納期が到来する税額である。

本件処分は、この規定に従い、減免申請の日以後に到来する令和4年度第4期の○円を対象として全額減免をしたものであり、既に納期が到来している○円は減免の対象とはならないので、本件処分は、適法かつ正当な処分である。

第4 審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
令和5年10月5日	審査庁から諮問書を受付
令和5年10月12日	審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
令和5年12月7日	調査審議
令和6年1月12日	調査審議

第5 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 事実関係

審理員意見書及び弁明書並びに各証拠によれば、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、令和4年5月15日、審査請求人に対し、同人に係る令和4年度市民税・県民税特別徴収税額として○円の賦課決定をした。
- (2) 審査請求人が、勤務先であった○株式会社(以下「本件会社」という。)を令和4年9月30日付けで退職したことに伴い、本件会社は、処分庁に対し、審査請求人に係る給与所得者異動届出書を提出した。
- (3) 処分庁は、(2)を契機として、審査請求人の令和4年度市民税・県民税特別徴収税額の残額(○円)を普通徴収の方法で徴収するため、審査請求人に対し、令和4年11月1日付けで「令和4年度(令和4年度分)相模原市市民税・県民税税額決定・納税通知書」を送付した(以下「本件変更決定」という。)
- (4) 審査請求人は、令和4年12月1日付けで生活保護受給者となったことから、同月28日、処分庁に対し、令和4年度分の市税減免申請書を提出した(以下「本件減免申請」という。)
- (5) 処分庁は、令和5年2月1日、審査請求人に対し、令和4年度第4期(令和5年1月1日から同月31日まで)の納税額を0円とする本件処分を行った。
- (6) 審査請求人は、令和5年5月2日、本件処分を不服として本件審査請求をした。

2 審査会の判断

(1) 本件審査請求の争点

処分庁が、審査請求人に対して、令和4年度市民税・県民税特別徴収税額○円のうち普通徴収となった残額○円のみを減免し、○円を減免しなかったことの当否

(2) 争点についての判断

ア 法令等の規定

地方税法(昭和25年法律第226号)第323条によれば、「貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者」らに対し「当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる」とされ、これを受けて、市税条例は、生活保護受給者を減免の対象者と規定し(第18条第1項第1号)、減免申請の方法として「納期限までに規則で定める申請書」を「市長に提出しなければならない」としている(同条第2項)。

また、市税規則は、この減免対象となる市民税の範囲について、「賦課期日後において、納税者又はその者と生計を一にする親族が、生活保護法の規定による扶助を受けるに至ったときは、申請の日以後の納期に係る税額の全部を免除する」と定めている(第5条第1号)。

イ 本件事案について

本件では、令和4年5月15日、令和4年度市民税・県民税特別徴収税額として○円の賦課決定を受けた審査請求人が、同年12月1日付けで生活保護受給者となったことから、市税規則第5条第1号に該当し、減免「申請の日以後の納期に係る税額」について市民税の減免を受けることができる。

審査請求人が本件減免申請を行ったのが令和4年12月28日であるから、同人が減免を受けることができる税額の範囲は、この日以後の納期に係る税額に限られるところ、令和4年11月1日付けでなされた本件変更決定によれば、令和5年1月31日の納期に係る普通徴収税額○円のみが減免の対象となる。

本件処分は、これに従って上記普通徴収税額○円の全額を免除したものであり、市税条例及び市税規則に照らして、違法又は不当な点は認められない。

これに対して、審査請求人が減免を主張する〇円は、特別徴収義務者である本件会社が徴収した令和４年６月分から同年１０月分までの市民税であり、これについては、遅くとも令和４年１１月１０日には納期が到来したものであり、市税条例及び市税規則の定める減免の対象となる範囲を超えるものであるから、審査請求人の主張を認める理由がない。

3 審理員の手続の適正性

本件審査請求に係る審理員の審理手続については、適正に行われたものと認められる。

4 審査庁の裁決についての考え方について

審査庁は、本件審査請求は棄却するべきであるとし、その理由を審理員意見書の「第３ 理由」のとおりとしている。

当審査会は、審理員意見書の「第３ 理由」をそのまま援用するものではないが、審査庁の考え方は、結論において本答申と同旨である。

5 結論

よって、当審査会は、「第１ 審査会の結論」のとおり答申する。

以 上